

でんさいネット説明資料 (でんさい基礎編)

株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）



でんさいキャラクター「でんさい犬」
（「電(でん)子記録債権(さいけん)」が由来）

1	でんさいの概要
2	ウェブサイトの活用
3	利用企業の事例紹介
4	でんさいネットの取組み
5	よくある質問

はじめに

- 政府の「**約束手形・小切手の利用廃止**」などを踏まえ、金融界は産業界と連携・協力を得ながら、**2026年度末までの紙の手形・小切手の全面的な電子化**に向け取組中。
- 金融庁の2023事務年度金融行政方針においても、上記取組みの着実な進展を後押ししていくことが明示。全銀協やでんさいネットとしても周知広報チラシを作成するなど取組中。

【政府による取組み】

【全国銀行協会およびでんさいネットによる全面的な電子化の周知広報チラシ】

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改定(2023年6月16日閣議決定)】

・**約束手形・小切手の利用廃止**に向けたフォローアップを行う。

【デジタル社会の実現に向けた重点計画(2023年6月9日閣議決定)】

・**決済については、法人インターネットバンキングの利用促進や手形・小切手の電子化に向けた取組を通じて企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、(中略)関係事業者による取組を後押しする。**



「全国銀行協会作成」



「でんさいネット作成」



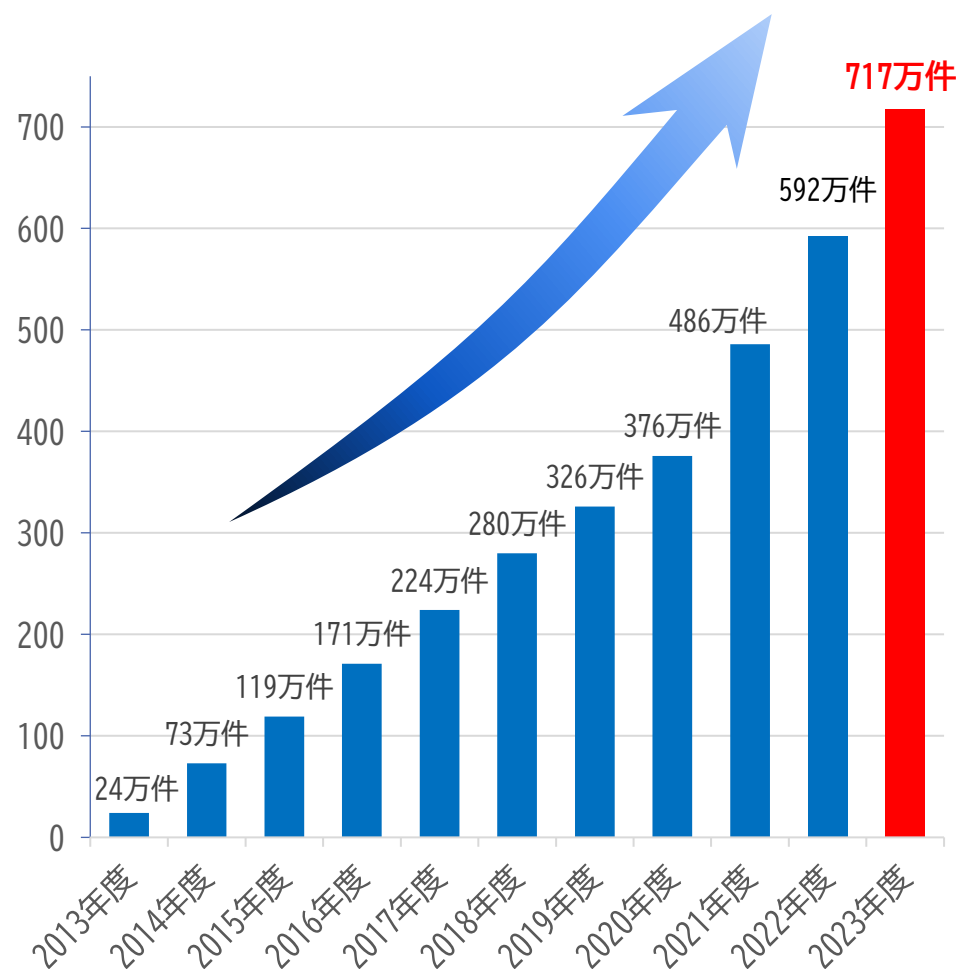
POINT

【2023年6月 手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会説明資料より】（事務局：全国銀行協会）

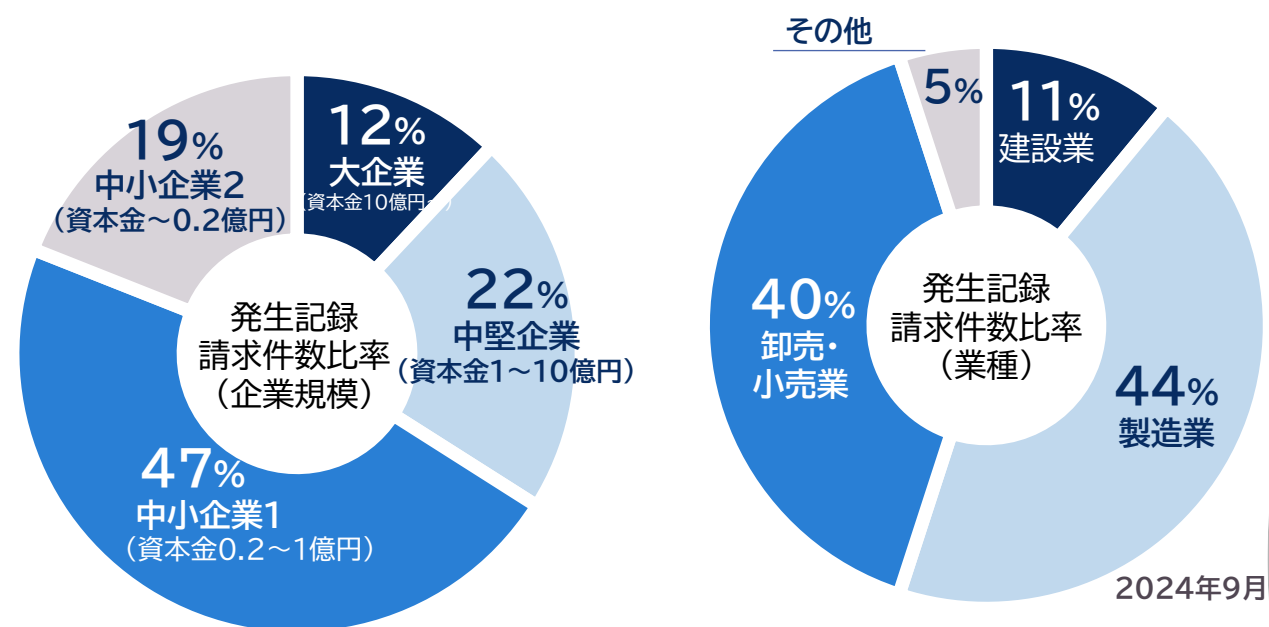
- 働き手不足が深刻化するなか、ペーパーレス化をはじめとする業務効率化は、事業者・金融機関にとって待ったなしの課題。
- 手形・小切手の電子化は、自社だけでは実現できず、取引先やサプライチェーンが連携して、長年の慣習を見直す必要あり。
- 政府・産業界・金融界が一丸となって2026年度末までの目標達成を目指して取組んでいくことが不可欠。

でんさいの普及状況(企業規模・業種別)

でんさいの発生記録請求件数の推移



企業規模・業種別の比率



POINT

でんさいの**利用登録社数**も**50万社数**を越え、
右肩上がりで推移。

でんさいとは

- でんさいネットが取り扱う電子記録債権を
でんさい。
- **でんさい**を利用するには取引金融機関への
利用申込みが必要。
- 利用者番号は、事業者さまを特定する9桁の
英数字(I (アイ)・O (オー)・Z (ゼット)を除く)で、
1つの法人につき1つ付与。



POINT

複数金融機関ででんさいを利用されたい場合は、**金融機関ごとに利用申込みが必要**。

でんさいネットとは

- **一般社団法人全国銀行協会が100%出資**し設立
した、電子債権記録機関※「株式会社全銀電子
債権ネットワーク」の通称。

※電子債権記録機関は、記録原簿を備え、利用者の請求にもとづき電子記録や債権内容の開示を行うこと等を主業務とする電子記録債権の「登記所」のような存在。主務大臣の指定を受けた専門の株式会社。

でんさいとは（でんさいの特長）

でんさいの特長

○ 手形と同様の利用方法を採用

- ・ 中小企業の資金調達の円滑化に資する最も汎用的な利用方法として、**現行の手形と同様の利用方法を採用**
- ・ 手形の取引停止処分制度と類似の制度を整備

○ 全国の金融機関で利用可能

- ・ 全国の銀行・信用金庫・信用組合等で利用が可能
- ・ **相手先企業の取引金融機関を考慮する必要なし**
- ・ でんさい参加金融機関一覧はこちら →



でんさい参加金融機関一覧

でんさいのメリット

でんさい4つのメリット

1. コスト削減

手形・領収書の取扱いに係る印紙税・郵送料等を削減

2. 事務負担軽減

手形への記入・押印、取立依頼等の事務負担を軽減

3. リスク低減

手形と異なり、盗難・紛失リスクを解消

4. 資金繰り円滑化

取引金融機関で支払期日前に資金化が可能※
必要な資金の分だけ分割して資金化が可能

※金融機関ごとに取扱可否・審査基準・所要時間等が異なる。

1 メリット(①コスト削減)

手形とでんさいのコスト比較

【支払企業】

	手形	でんさい
変動費	手形用紙代	発生記録手数料 ※金融機関ごとに設定されている (数百円の例が多い)
	手形印紙税:非課税~20万円	-(不要)
	手形郵送料:590円(一般書留)	-(不要)
固定費	署名判印刷等	基本利用料(法人IB利用料) (でんさいライトについては不要)

【受取企業】

	手形	でんさい
変動費	取立手数料	入金手数料 ※金融機関ごとに設定されている (無料~数百円の例が多い)
	領収書印紙税:非課税~20万円	-(不要)
	領収書郵送料:110円(定形普通)	-(不要)
固定費	損害保険(紛失/盗難)等	基本利用料(法人IB利用料) (でんさいライトについては不要)

※各種手数料は金融機関ごとに異なる。弊社が設定しているものではないため、詳しくは取引金融機関に問い合わせをいただきたい。
ただし、でんさいライトの各種手数料はでんさいネットが一律に設定。詳しくは、でんさいライト特設ページでご確認をいただきたい。

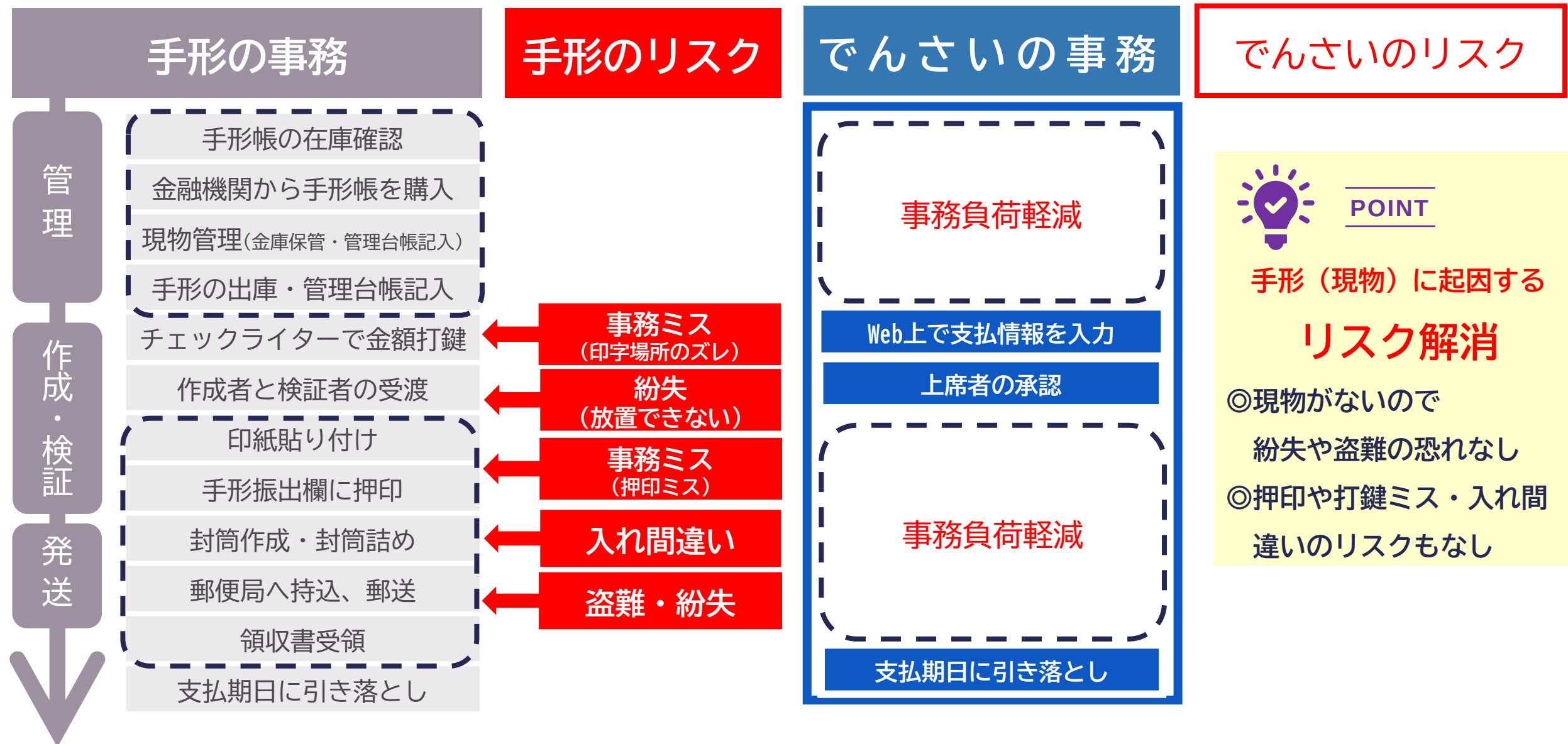


POINT

Web画面を通じて支払を確認できるため、当事者間の合意により領収書を不要とすることが可能。
また、領収書を発行する場合も、でんさいで受領したことを記入すれば非課税。

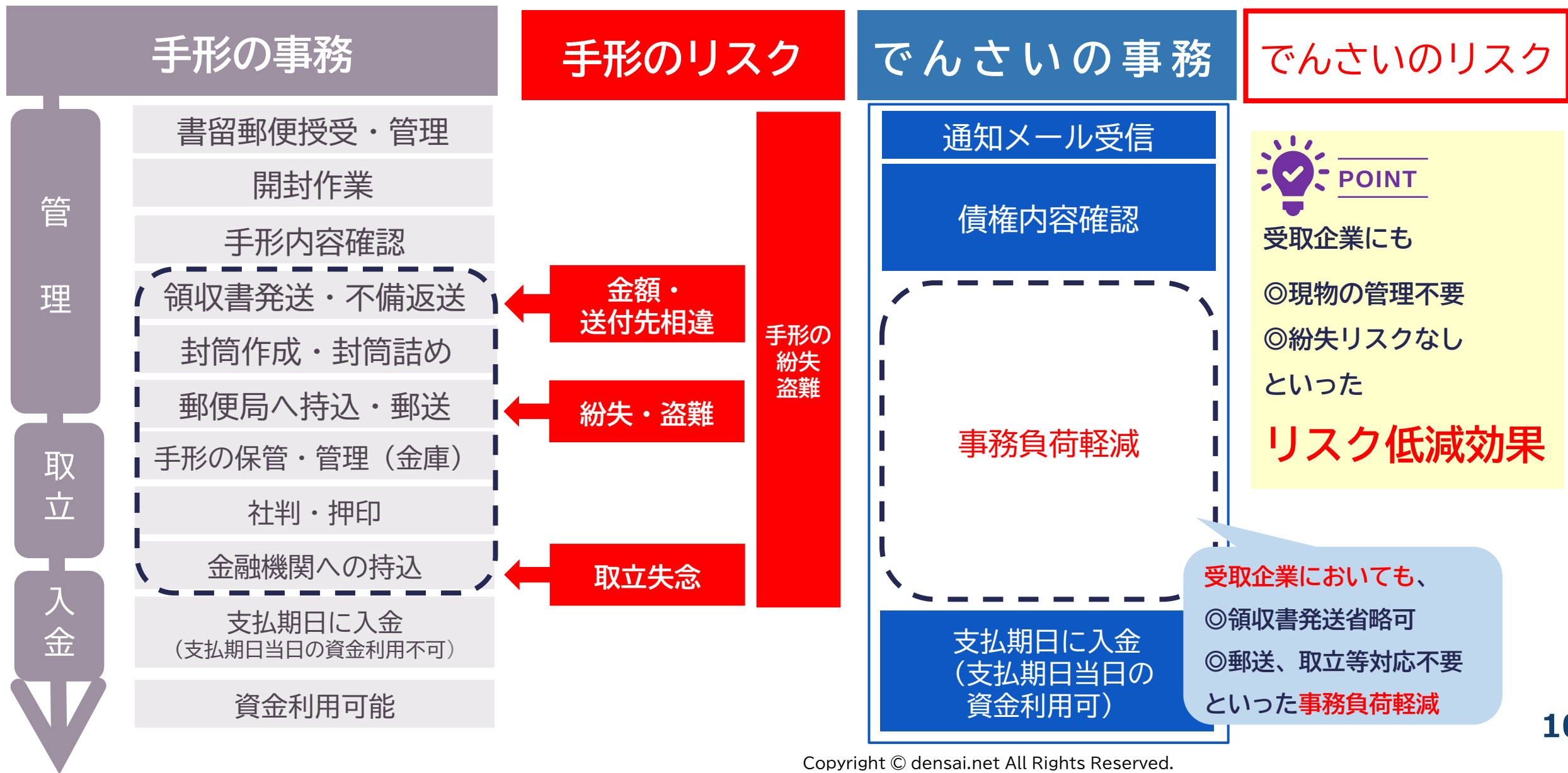
メリット(<支払企業> ②事務負担軽減、③リスク低減)

支払企業の事務等



メリット(<受取企業> ②事務負担軽減、③リスク低減)

受取企業の事務等



1 メリット(③リスク低減)

でんさいの安全対策



POINT

でんさいネットは、2013年の開業以来、**不正取引やシステムが停止するといった事象の発生はなし。**

制度面	・金融機関において、犯罪収益移転防止法にもとづく取引時確認(本人確認)を実施。 ・詐取等が生じた場合、記録された取引内容から相手先や流通経路の追跡が可能。
運用面	・でんさいを発生(振出)または譲渡してから口座間送金決済が行われるまで、一定期間を要する(資金を即時に持ち逃げすることはできない)。 ・でんさいの発生(振出)または譲渡等の結果は、電子メール等で事前に通知される(資金決済される前に確認・停止することが可能)。
システム面	・公益財団法人金融情報システムセンターが策定した、「金融機関等コンピュータシステム安全対策基準」に準拠して、システム(記録原簿)を構築・運営。
災害対策	・災害等が発生した場合には、バックアップセンター(システム)で業務を継続。

※事業者さまにおけるセキュリティ対策(ウイルス対策ソフトの導入等)も重要。

資金繰り円滑化

- **支払期日当日に入金が完了**し、入金時点から資金利用が可能。
- 手形と同様に支払期日前に譲渡・割引ができ、担保として活用することも可能。
※金融機関で、取扱可否・審査基準・所要時間等が異なる。
- **受取企業は必要な資金の分だけ分割**して資金化することが可能（支払企業は手形の分割振出が不要）。
（でんさいの分割譲渡（例））

（例）資金繰りのため、700万円のでんさいの内300万円を分割・譲渡（割引）するケース



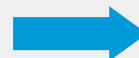
【事業者さま】

【でんさい情報(親債権)】

・記録番号:001.....
・債権金額:7,000,000円
⇒4,000,000円
・支払期日:20XX年10月31日
・債務者情報:X社
・債権者情報:A社

取引金融機関への分割・譲渡により、
債権金額が700万円から400万円に

新たに記録番号が採番され、300万円の債権として取引金融機関に譲渡され資金化(割引)⇒残り400万円は支払期日に資金化



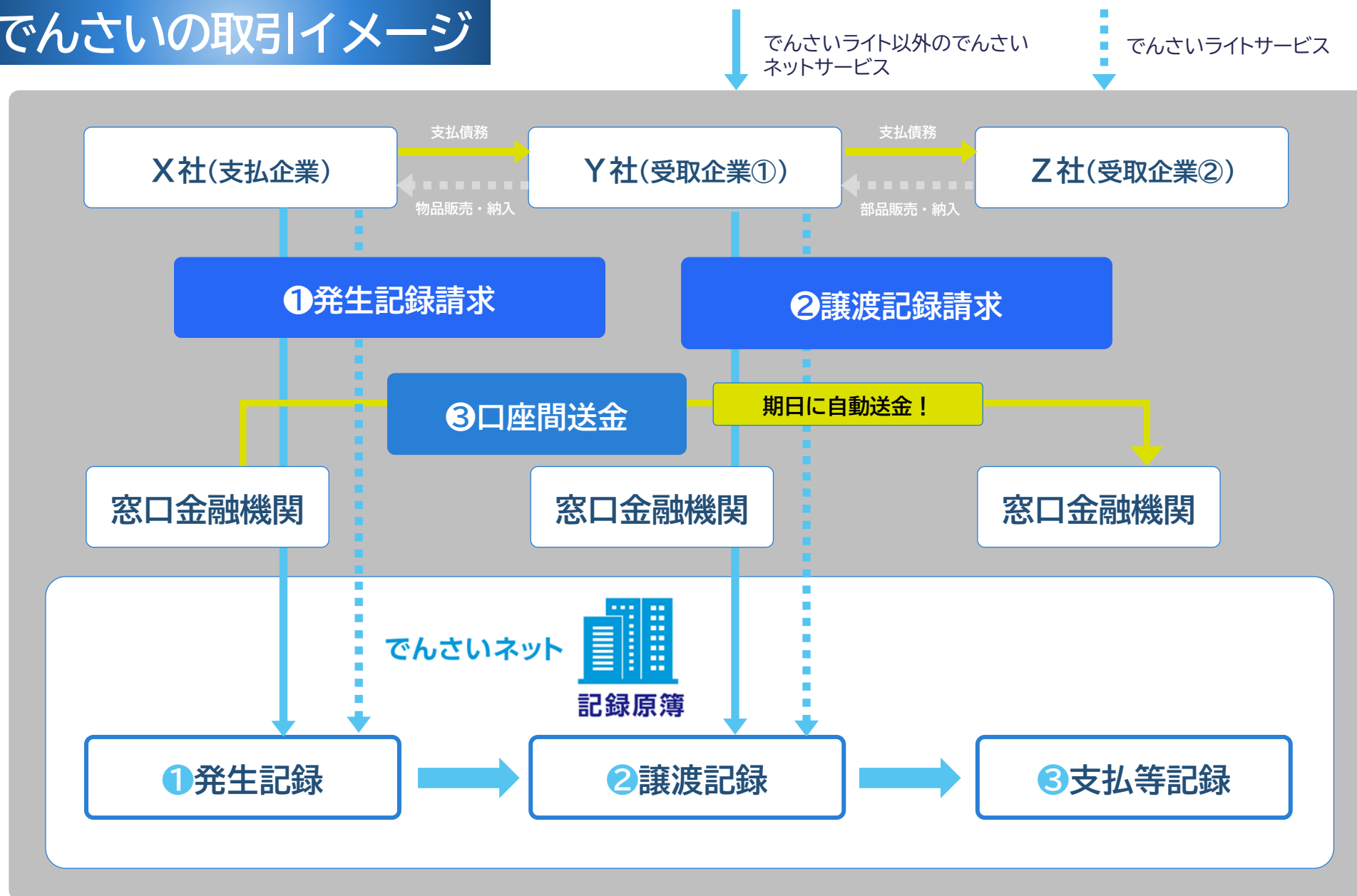
【でんさい情報(子債権)】

・記録番号:002.....
・債権金額:3,000,000円
・支払期日:20XX年10月31日
・債務者情報:X社
・債権者情報:取引金融機関
・保証人情報:A社

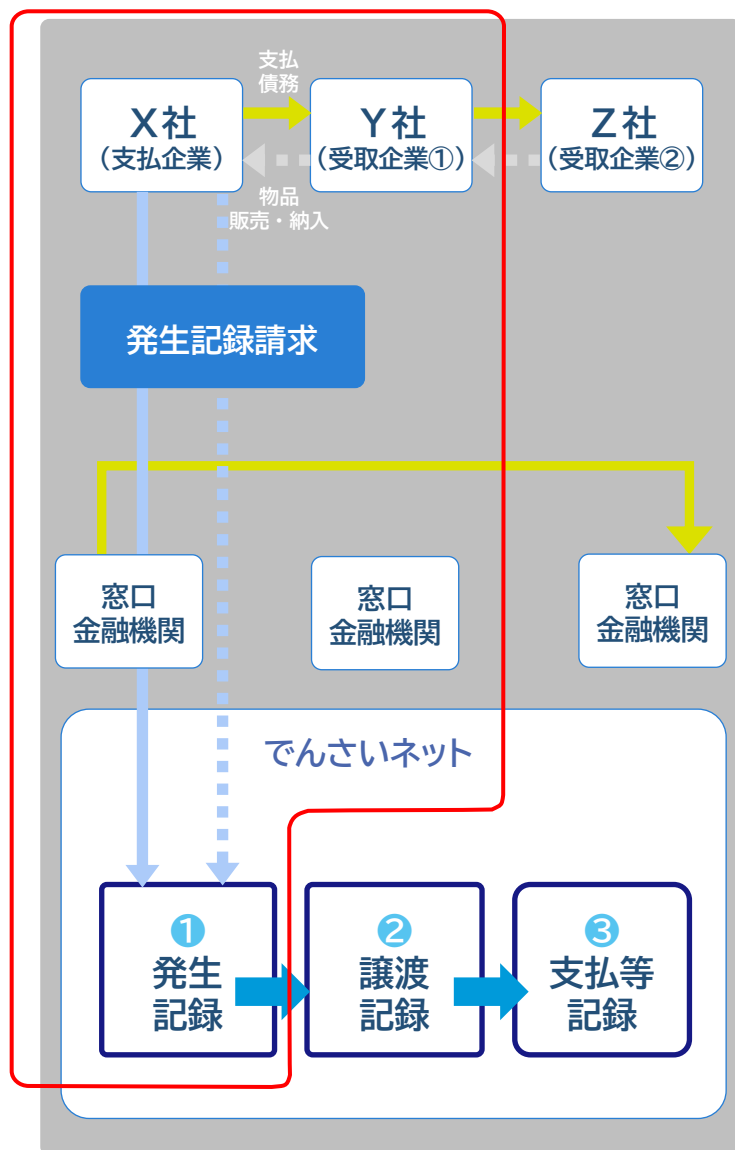


【取引金融機関】

でんさいの取引イメージ



取引方法(①発生記録請求(手形振出に相当))



(債務者請求方式)

支払企業/X社 (債務者)

インターネットバンキング (IB) 等を利用して、
支払情報(債権金額・支払期日等)を入力(請求)。
事務負担を平準化するため、発生記録日(振出日)の
1 か月前から予約請求が可能。

受取企業①/Y社 (債権者)

発生記録の結果通知(電子メール)を受け、
IB等を利用してでんさいの内容(債権金額・
支払期日等)を確認。

手形とでんさいの用語比較

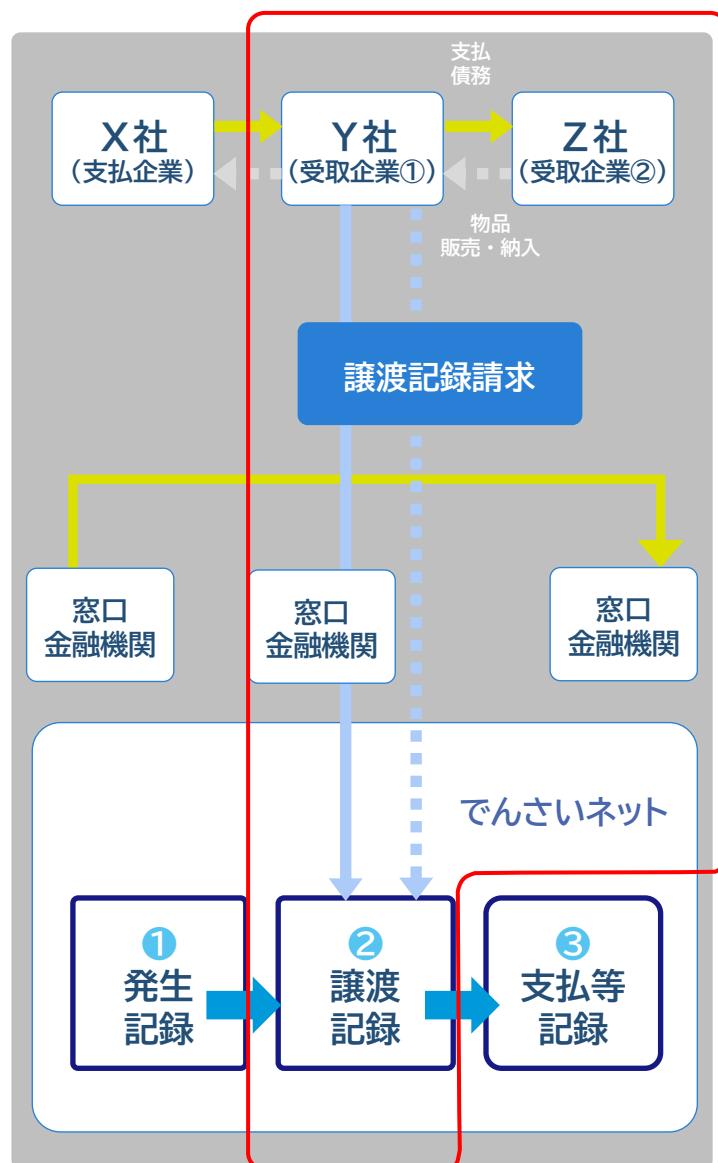
手形	でんさい	でんさいの詳細
手形金額	債権金額	1 円以上 1 0 0 億円未満 (日本円のみ)
振出日	発生記録日	発生記録の効力が生じる年月日
支払期日	支払期日	発生記録日の3 銀行営業日後から 1 0 年後
振出人	債務者情報	利用者番号、決済口座情報
受取人	債権者情報	利用者番号、決済口座情報



POINT

でんさいには、受取企業(債権者)が発生記録請求を行い、
支払企業(債務者)の承諾を得る「**債権者請求方式**」もあり。

取引方法(②譲渡記録請求(手形の裏書譲渡に相当))



受取企業①/ Y 社 (譲渡人)

IB等を利用して、譲渡情報(譲渡日・譲渡先情報等)を入力(請求)。

必要な金額を分割して譲渡することが可能

譲渡記録には、譲渡人の保証がセットされる。
(支払遅滞が生じた場合に遡求義務を負う)。

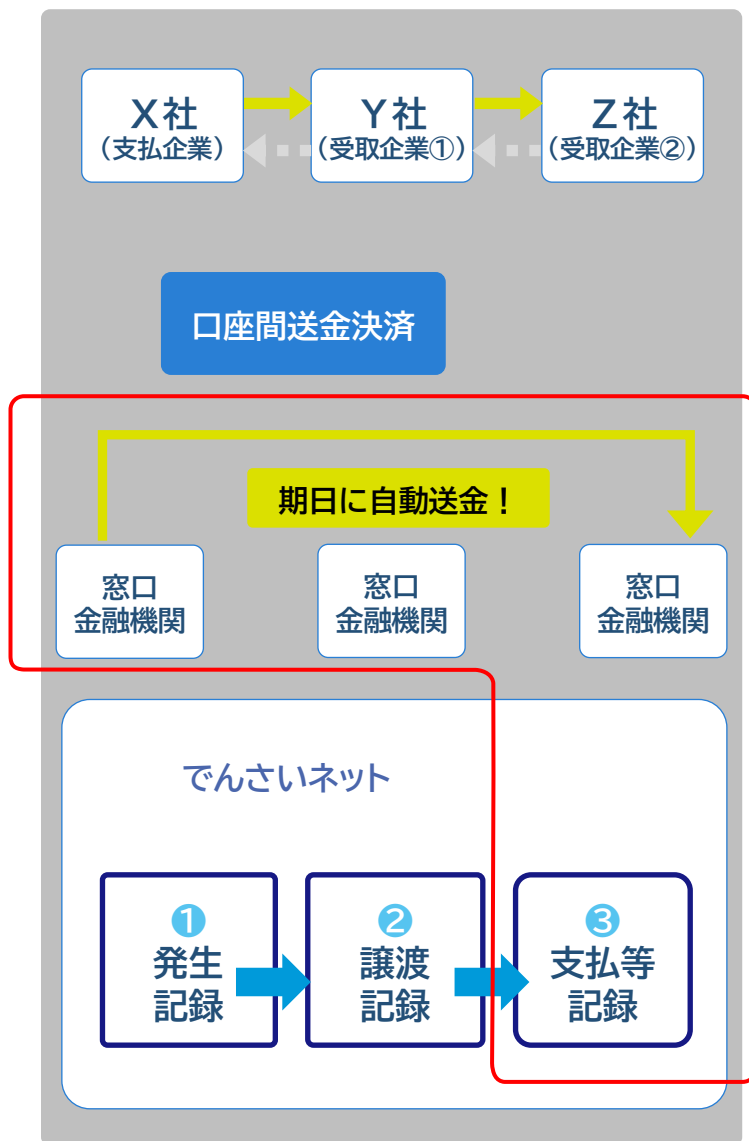
受取企業②/ Z 社 (譲受人)

譲渡記録の結果通知(電子メール)を受け、IB等を利用して「でんさい」の譲受内容(債権金額・支払期日等)を確認。

手形とでんさいの用語比較

手形	でんさい	でんさいの詳細
裏書日	譲渡記録日	支払期日の3銀行営業日前以前の日
裏書人	譲渡人情報	利用者番号、決済口座情報 ※譲渡人と保証人は同一人
	保証人情報	
被裏書人	譲受人情報	利用者番号、決済口座情報
—	分割金額	分割する金額(分割譲渡する際に入力)

取引方法(③口座間送金決済(手形取立に相当))



支払企業/ X社 (債務者)

支払期日までに決済口座に決済資金を準備(入金)。

受取企業②/ Z社 (債権者/譲受人)

決済口座に「でんさい」の決済資金が入金されていることを確認。

支払期日当日に予め登録した決済口座に資金が自動的に入金

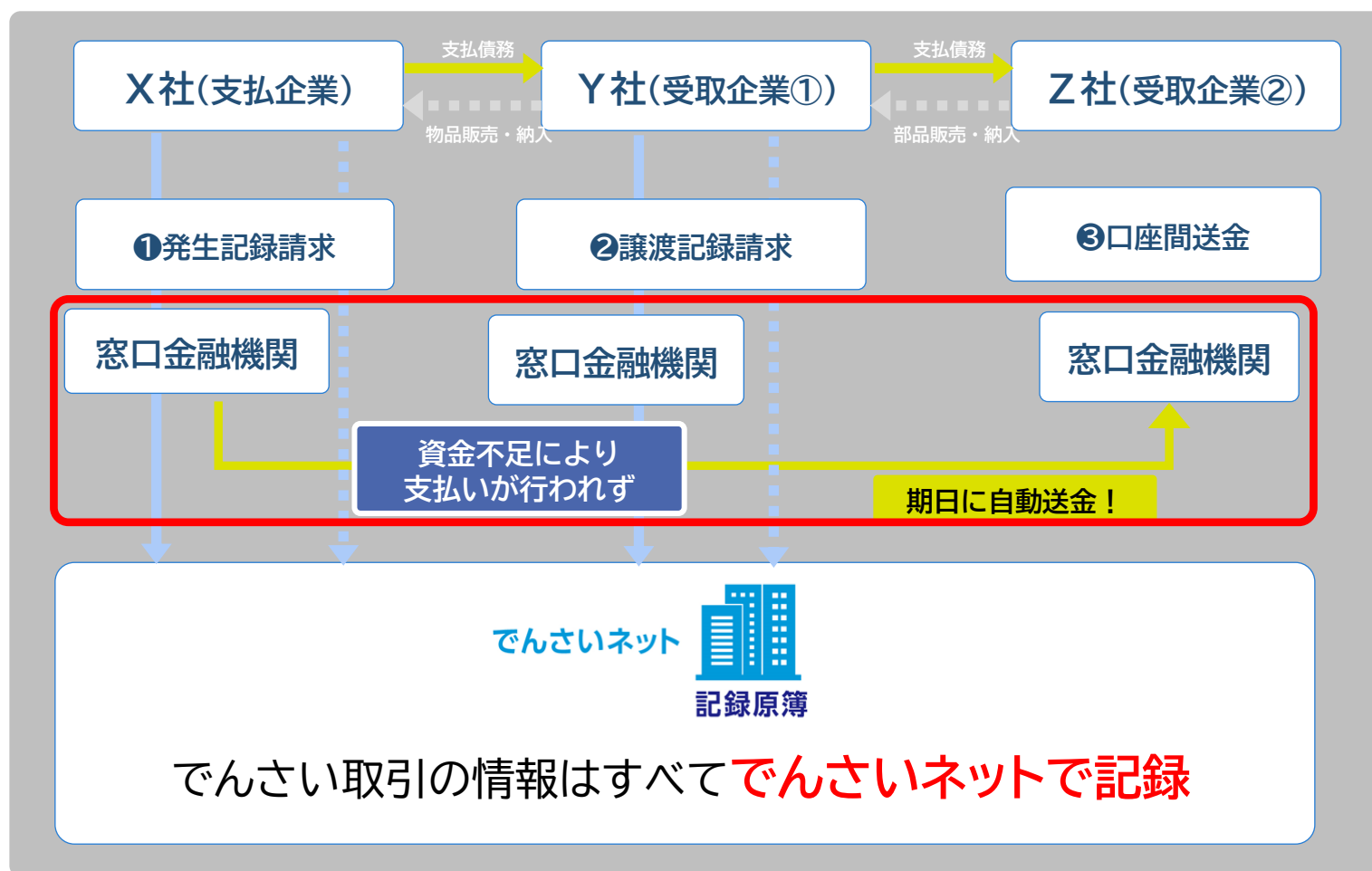
手形とでんさいの用語比較

手形	でんさい	でんさいの詳細
—	支払等記録日	支払等記録が記録された年月日
—	支払金額	支払金額(債権金額)
—	支払者情報	利用者番号、決済口座情報
—	被支払者情報	利用者番号、決済口座情報
—	債務消滅原因	口座間送金決済

2

でんさいの基本的な仕組み（支払不能処分制度）

支払不能処分制度



資金不足などにより支払いが行われず、
6か月以内に2回目の支払不能が発生

- ・全ての参加金融機関に取引停止処分を通知
 - ・取引停止処分として、
 - × 貸出取引
 - × でんさいの債務者としての利用
- が **2** 年間停止

※支払不能が生じた旨は、支払期日の3銀行営業日後に通知される

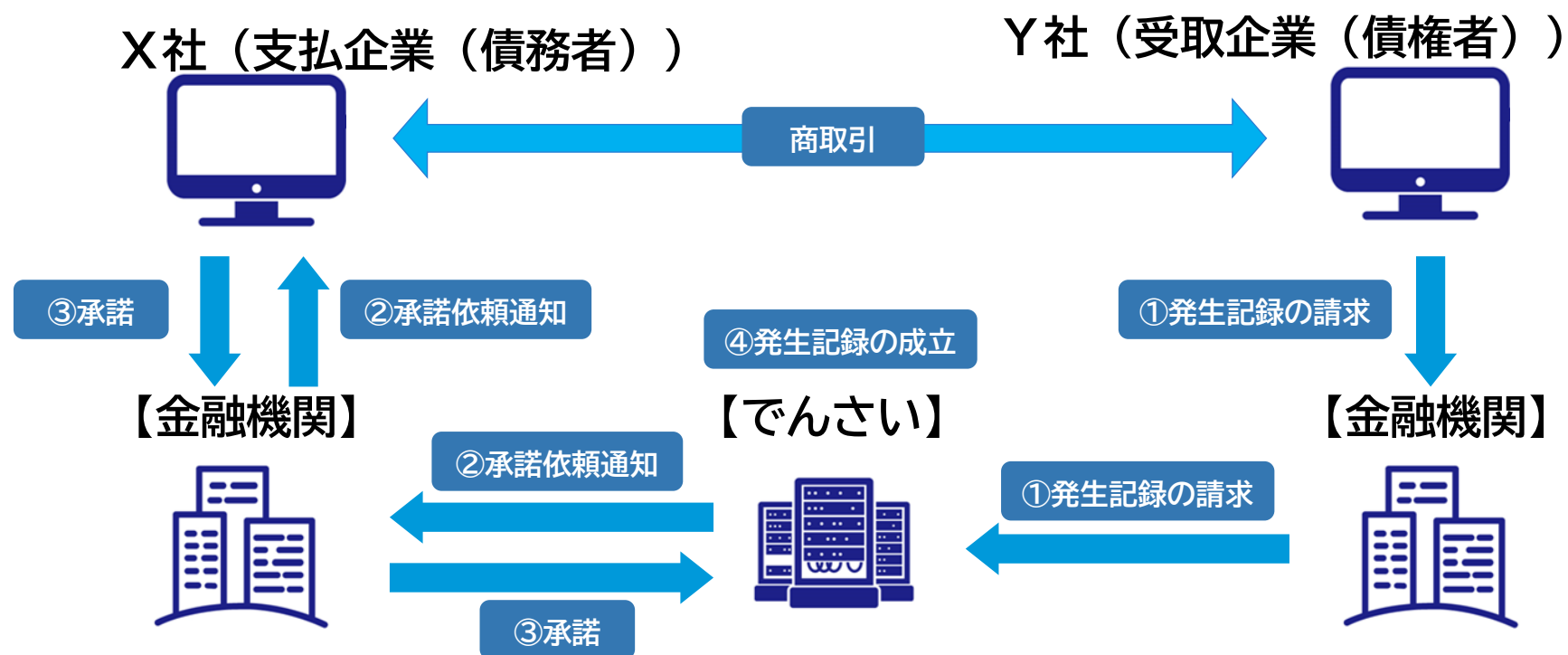
（支払期日に口座間送金決済が行われなかった時点（支払不能通知前）で、支払履行遅滞となる）

※債権者が、支払を猶予した場合でも、その旨を事前に取引金融機関に届け出ないと支払不能となる

でんさいの機能(債権者請求方式)

債権者請求方式

(「債権者請求方式」の取引イメージ)



否認または未承諾で5銀行営業日経過⇒発生記録不成立

- 債権者請求方式とは、でんさいの発生記録を債権者から請求し、債務者が承諾する方式。



POINT

◎支払企業は、でんさいの発生漏れが防止が可能。

◎受取企業は、自らでんさいの発生を管理できるため、消込負担がなくなる。

請求者Ref.No (レフナンバー)

(でんさい情報の送信イメージ)



債権金額	10,000,000円
支払期日	20xx年9月30日
債務者情報	X社
債権者情報	Y社
Ref. No	40桁の英数字 (任意) → 請求書番号などを入力



- でんさいの発生・譲渡時には、**請求者Ref.No (レフナンバー)**として**任意の英数字 (40桁)**を入力することが可能。
- 請求書番号などを入力することで、**何の支払であるかの確認が容易に。**



- ◎受取企業は、**請求書番号**が付随していることで、消込の効率化が可能。
また、複数の商取引（請求書）を1つのでんさいで発生させた場合でも**消込に迷わない。**
- ◎支払企業も、どの商取引の支払いであるか**簡単に確認が可能。**

でんさいの機能(残高証明書)

残高証明書

(残高証明書イメージ)

株式会社〇〇社 様

【利用番号】123456789

電子記録債権に係る残高証明書

株式会社全銀電子債権ネットワーク (印)

貴社を電子記録債権に係る当事者、株式会社全銀電子債権ネットワークを電子債権記録機関とする、「でんさい」の金額(残高)および件数は下記のとおりです。
 なお、本残高証明書は、でんさいネットシステムの記録原簿に記録されている、「でんさい」の残高および件数を証明するものです。本残高証明書に掲載される残高および件数の留意事項につきましては、裏面「電子記録債権に係る残高証明書に関する留意事項」をご参照ください。

記

1. 基準日
 2016年12月31日

2. 残高証明の対象となる決済口座
 A銀行B支店
 当座 0011223

注)一つの利用契約に複数の決済口座が登録されている場合でも、一つの決済口座情報のみ掲載しています(次ページ以降についても同様となります)。

3. 残高

(1)債権残高	件数合計	2件
	残高合計	300,000,000円
(2)債務残高	件数合計	1件
	残高合計	200,000,000円
(3)電子記録保証残高	件数合計	1件
	残高合計	100,000,000円
(4)特別求償権残高	件数合計	1件
	残高合計	50,000,000円
(5)求償権残高	件数合計	0件
	残高合計	0円

以 上

- 「残高証明書」を利用することで、**基準日における残高確認が容易。**
- 「残高証明書」には、基準日時点で事業者さまが債権者・債務者等として記録されている**でんさいの合計件数・金額、明細等**を掲載。
- 「残高証明書」については、**取引金融機関に直接申込む必要がある。**

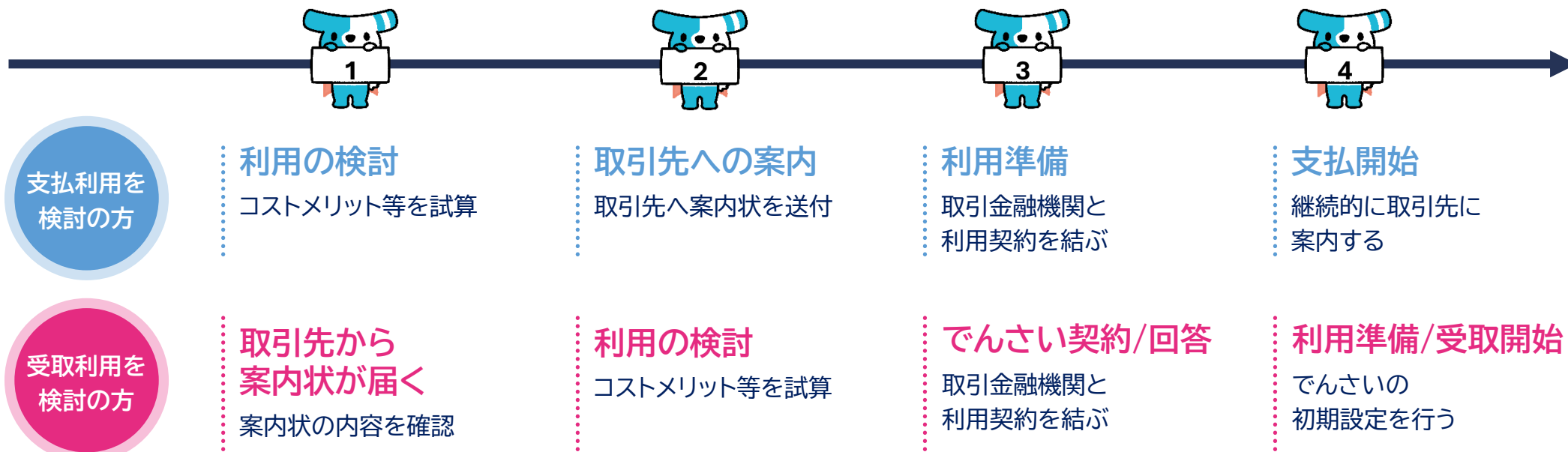
※手形の場合、振出分について手形帳の控えを集計し、受取分については取立手形の残高証明書を取得する必要あり。

※残高証明書の発行に係る手数料は金融機関によって異なる。弊社が設定しているものではないので、詳しくは取引金融機関にお問い合わせをいただきたい。

でんさいの利用までの流れ

- でんさいは支払利用、受取利用ともに簡単な4ステップで利用が可能。

でんさい利用開始までの主な流れ



POINT

でんさいの利用を検討する主なきっかけ

- ◎ 全面的な電子化の報道等を踏まえ、社内で導入の指示があった
- ◎ 取引先/取引金融機関からでんさいへの切替案内があった

でんさいの利用までの流れ

でんさいウェブサイト「ご検討からご利用開始まで」ページ

必見

「ご検討からご利用開始まで」ページ

チェックリスト（詳細版）イメージ



【受取利用に関するチェックリスト】

でんさいの受取利用にあたり必要となる作業の一環です。各項目の作業が終わったら、チェックをしましょう。

STEP 1 案内文書が届く

項目	作業内容	チェック
① 内容の確認	取引先からの案内文書の内容を確認しましょう。	☐

STEP 2 利用の検討

② コストメリットの試算	でんさいに切り替えた場合のコストメリットを試みましょう。	☐
③ 社内事務・会計システムの確認	社内事務を確認しましょう。	☐
④ 社内決定	利用について社内決定をしましょう。	☐

STEP 3 でんさい契約・回答

⑤ でんさいの利用契約	取引金融機関とでんさいの利用契約をしましょう。	☐
⑥ 回答書の返信	取引先から頂いた案内文書に回答しましょう。	☐

STEP 4 利用準備・受取開始

⑦ 期間設定	でんさいを取り扱う権限者等を設定しましょう。	☐
⑧ 社内事務・会計システムの確認	社内事務および会計システムを整備しましょう。	☐

【受取開始後】

⑨ 他社取引先への案内	でんさい受取を開始した旨を他の取引先に案内しましょう。	☐
-------------	-----------------------------	--------------------------

【受取開始前】

⑩ 利用について社内決定をしましょう。

でんさいの移行によってコスト削減、事務効率化、リスク削減が図れる点などを挙げて、社内全体で意思を統一し進めていくことが重要です。また、社内勉強会を実施するなど、自社がでんさいを取り入れるメリットを予め共有することで、業務手帳が変更となる部署等との調整がスムーズになります。

- 「何から始めたらいいのかわからない」という方は、こちらのコンテンツのご利用を。
- でんさいの導入までの流れをフロー図で説明しており、**全体像をイメージ**が可能。
- でんさいの導入にあたってやるべきこと、活用できるコンテンツ、留意点などを時系列で確認できる「**チェックリスト（詳細版）**」のダウンロードも可能。

でんさいウェブサイト
「ご検討からご利用開始まで」ページ



1	でんさいの概要
2	ウェブサイトの活用
3	利用企業の事例紹介
4	でんさいネットの取組み
5	よくある質問

「お取引先でんさい利用状況検索サービス」ページ

（画面イメージ）

- 企業のでんさいの契約有無を確認できるコンテンツ。
- 取引先にてんさいの案内をする前に、事業者さま自ら取引先の契約の有無を確認できるので、企業間で調整の手の省力化が可能。

【利用手順】

- ① 利用規約を確認。
- ② 法人名称を入力し登記住所（都道府県/市区町村）を選択（郵便番号を入力でも可）。
- ③ でんさいの利用契約があれば、法人名、登記住所等が表示※。
※個人事業者および検索対象からの除外をでんさいネットに申し出ている法人は検索の対象外

2 ウェブサイトの活用(コスト診断)

「コスト診断」ページ

(「かんたん版」の画面イメージ)

かんたんコスト診断 しっかりコスト診断

手形枚数選択 留意事項・算出条件はこちら

現在の御社の手形取扱いに近い枚数をご選択ください

支払手形 (月間)	0枚	10枚	30枚	50枚	100枚
取立手形 (月間)	0枚	10枚	30枚	50枚	100枚
裏書譲渡 (月間)	0枚	10枚	30枚	50枚	100枚

コスト診断結果 診断結果を印刷する

年間 **53,040円** のコスト削減

手形のコスト	120,360円
でんさいのコスト	67,320円

約 **44.1%** 削減

コスト (年間)

- 手形からでんさいに切り替えた際のシミュレーションツールを2種類（「**かんたん版**」と「**しっかり版**」）掲載。
- 「かんたん版」は3種類の手形取引について取扱枚数に近い選択肢を選ぶ（3クリック）だけでコスト削減額（概算）を算出、「しっかり版」は印紙税や郵送費などについて自社の金額を入力することで、詳細なコスト削減額の算出が可能。

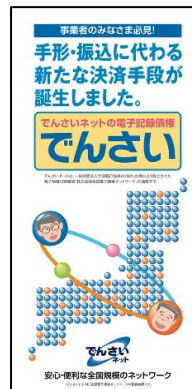
※手数料は各金融機関ごとに異なる。詳しくは取引金融機関にお問い合わせをいただきたい。

「でんさいとは」ページ

（画面イメージ）



- でんさいのメリットなどを事例紹介を交えてわかりやすく紹介。
- 支払企業、受取企業どちらの事例も紹介。
- 「でんさいアカデミー」では、でんさいのリーフレットやチラシ等を紹介しており、**無償で配付**。
※送料もでんさいネットが負担
- でんさいに関する動画も掲載中であり、いつでも視聴が可能。



ダウンロードして使用いただくことも可能
でんさいアカデミーページ↓

<https://www.densai.net/about/academy/>

「かんたんメールオファー」（「契約者さま活用ガイド」ページ内）

（「かんたんメールオファー」の画面イメージ）

御社のご利用方法をお選びください。

支払利用 受取利用

3STEPでかんたんメール作成！
それぞれのSTEPの質問にお答えいただくと、最適なメール文面が作成されます。

STEP1 どのような用途で、御社からお取引先にメールをお送りになりますか？
用途に応じて、最適なメール文面が作成されます。

☒ 事前案内
【お取引先のでんさい対応状況を調査】

☐ 導入案内
【導入決定後、初めてのご案内】

☐ 切替案内
【でんさい支払より推進】

文面イメージ

STEP2 お取引先にお送りするでんさいの案内リーフレットをお選びください。
リーフレットのダウンロードURLがメール文面に反映されます。（複数選択可）

☒ 事業者のみなさま必見！
リーフレット

☒ 導入案内チラシ

☐ 「でんさい」活用ガイドブック

▼ はじめての方へ

▼ 自 手形を利用している方へ

▼ よりよくわく知りた方へ

でんさいのメリット
取引イメージ

導入の流れ
よくあるご質問

でんさいの仕組み
でんさいの活用方法

STEP3 お取引先の業種を選択してください。
該当業種の事例を紹介するページURLがメール文面に反映されます。

☒ 建設業

☐ 製造業

☐ 卸売・小売業

☐ 金融・保険業

☐ 不動産・物品賃貸業

☐ サービス業

これで案内メールが完成しました。
さあ、お取引先にメールを送りましょう！

●●株式会社 ●●さま

いつもお世話になっております。
株式会社●●の●●です。

貴社への支払方法について伺いたく、ご連絡差しあげました。

弊社においては、お取引先さまへの代金の支払について、
約束手形および振込を利用しておりますが、
昨今の情勢を鑑み、「でんさい」による支払の採用について検討しております。

「でんさい」は、約束手形や振込等に代わる新たな決済手段として、
取引企業双方にとって利用メリットの高い決済手段であると考えております。

つきましては、「でんさい」による支払について、
貴社のご意向を確認させていただきたく、
その可否についてご回答いただければ幸いです。

でんさいネット
<https://www.densai.net/>

でんさいの概要に関するリーフレット
https://www.densai.net/pdf/densai_leaflet2017.pdf

手形からでんさいへの切替案内チラシ
https://www.densai.net/pdf/densai_leaflet_dounyu_uketori.pdf

建設業の企業さまの事例
<https://www.densai.net/case/?type=type001>

どうぞよろしくお願いいたします。

メール文面をコピーする

- 「かんたんメールオファー」では、取引先に対しでんさいへの切替を案内する際にご利用いただけるメール文例を用意。

（STEP 1）メールの用途
（STEP 2）案内したい資料
（STEP 3）事例紹介したい業種

をクリックするだけで、取引先へのメール文例が表示

2 ウェブサイトの活用（導入サポート）

「導入サポート」ページ

（案内状サンプルの画面イメージ）

案内状サンプル

取引先に対し、でんさい切替の案内の際にご利用いただける案内状サンプルを用意しております。
事業者さまのご利用用途からお選びください。

支払利用 受取利用

支払方法変更に関する案内状サンプル

支払企業（債務者側）から納入企業（債権者側）に対して、「でんさい」への支払方法の変更について意向を確認するための案内状サンプルです。
※簡易版は、詳細版の内容を1枚に集約したものです。

[【詳細版】ダウンロード](#) [【簡易版】ダウンロード](#)

[記入例はこちら](#) [記入例はこちら](#)

支払方法変更開始時期の案内状サンプル

案内状を送付した納入企業（債務者側）に対して「でんさい」へ

[ダウンロード](#)

[記入例はこちら](#)

支払方法変更に関する説明会の案内状サンプル

支払企業（債務者側）から納入企業（債権者側）に対して、支払企業主催の「でんさい」の支払方法変更に関する説明会の開催を案内するための案内状サンプルです。

[ダウンロード](#)

- 取引先に対し、でんさいへの切替を案内する際に便利な「案内状サンプル」を用意。

- ご利用用途に合わせたフォーマット（ワードファイル）をダウンロードし、記入例（PDFファイル）を参考に、簡単に案内状を作成。

- 同ページでは、案内状サンプルのほか今後開催予定のセミナー等も掲載。

案内状のサンプル（支払企業⇒受取企業）

支払方法変更に関する案内状サンプル【詳細版】（記入例／赤字箇所）
（支払企業⇒受取企業）

20XX 年 5 月 10 日

お取引先 各位

株式会社大銀電気

「でんさい」による支払に関するご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、お取引先様への代金の支払について、約束手形および小切手を利用しておりましたが、政府における 2026 年までの約束手形・小切手の利用廃止の方針等を受け、弊社においても 20XX 年 8 月以降、ご同意いただいたお取引先様との間のお取引について、「でんさい」による支払を開始させていただくことを予定しております。

※「でんさい」による支払条件については、別紙1『「でんさい」での支払条件について」をご参照ください。

弊社が新たな支払方法として採用する「でんさい」は、約束手形や小切手等に代わる決済手段として、株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称「でんさいネット」）が提供する電子記録債権であり、利用メリットの高い決済手段でございます。

※「でんさい」の利用イメージおよびメリットについては、別紙2「でんさいについて」をご参照ください。

回答書のサンプル（受取企業⇒支払企業）

受取企業⇒支払企業 別紙3

20XX 年 5 月 29 日

株式会社大銀電気 総務部 宛

貴社名	株式会社全銀製作所			
住所	東京都千代田区千代田 1 2 3 4 5			
ご担当課名	経理部	ご担当者様名	山本	
電話番号	03-1234-5678	FAX 番号	03-1234-5678	

「でんさい」の受取に関する回答書

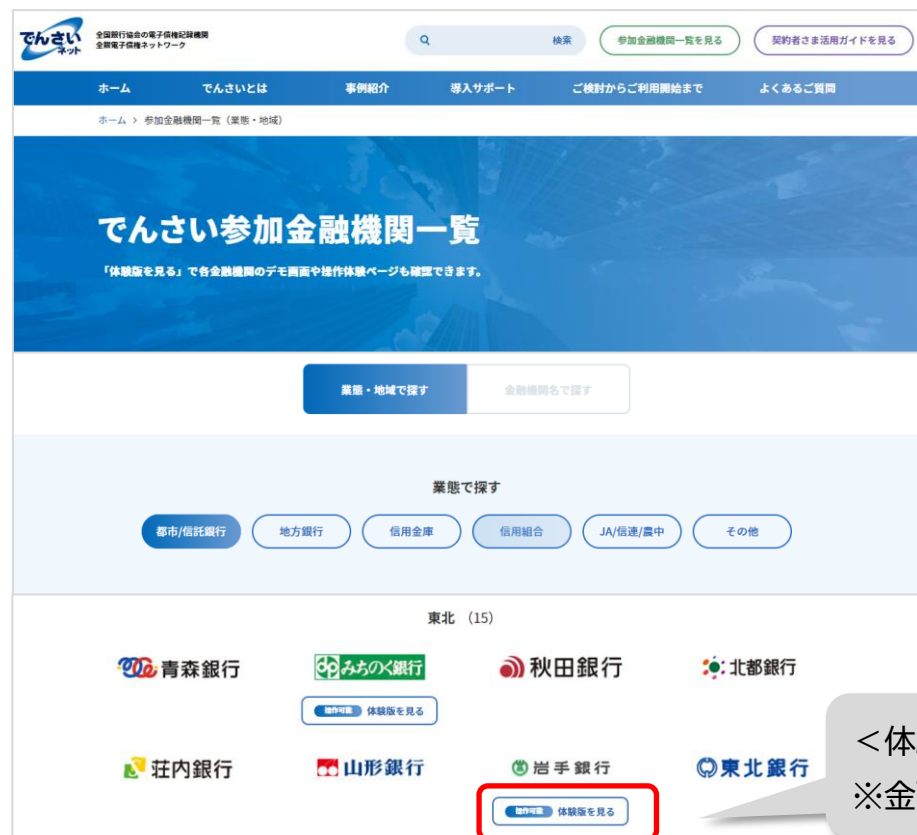
1. 【○】 今後「でんさい」で受取るよう申請します。

利用者番号	0	1	2	3	4	A	B	C	D
決済口座	金融機関名	全国銀行			金融機関コード	9	9	9	9
	支店名	東京支店			支店コード	0	0	1	
	口座種別	☒ 普通 ☐ 当座	口座番号	1	2	3	4	5	6
変更可能時期※	2	0	X	X	年		8	月	分

※「でんさい」を発生（手形でいう振出）する月。
後日、手形から「でんさい」への支払方法の変更開始時期等をご案内いたします。

「参加金融機関一覧(体験版)」ページ

(画面イメージ)



- でんさいのサービスを提供している金融機関一覧と操作体験版を掲載。
- **実際に取引金融機関の操作画面を確認いただけるので、**
でんさいの操作に不安をお持ちの事業者さまはぜひご利用をいただきたい。

<体験版を見る>をクリックすれば、**金融機関が提供しているでんさいの操作画面の体験が可能※**
※金融機関によっては操作体験版を提供していない場合もあり

「事例紹介」ページ

(画面イメージ)



中小企業の導入事例を多数掲載中

- 中小企業をはじめとするでんさい利用企業の導入経緯や効果などを掲載。
- でんさい導入検討中の事業者さまはぜひ参考にさせていただきたい。すでに利用されている事業者さまはウェブサイトへの掲載のご検討をいただきたい。

貴社情報やでんさい利用情報等の掲載でPR効果も（掲載料無料）

動画でわかる「はじめてのでんさい」

動画でわかる「はじめてのでんさい」

でんさいのご契約・ご利用を検討いただいている事業者様向けの動画「はじめてのでんさい」を3種類公開しています。
でんさいのメリットや利用までの準備などをわかりやすく説明した内容となっております。
タブレットやスマートフォンでもご視聴が可能です。
でんさい導入のご検討にお役立てください。



はじめてのでんさい～契約編～（23分02秒）

- 1 でんさいとは
- 2 メリット
- 3 普及状況
- 4 取引方法
- 5 支払不能処分制度
- 6 利用者番号
- 7 よくある質問

説明資料

- でんさいのご契約・ご利用中の事業者さま、検討中の事業者さま向けの動画。
- 「契約編」「受取利用編」「支払利用編」の3種類を公開中。
- でんさいのメリットや利用までの準備をわかりやすく説明。



動画はこちら→



1	でんさいの概要
2	ウェブサイトの活用
3	利用企業の事例紹介
4	でんさいネットの取組み
5	よくある質問



POINT

「コスト削減」「業務負担の軽減」といったでんさいの導入効果を実感しているが事業者さまが多数。

導入企業名	導入効果
日ノ丸産業株式会社 様 (鳥取県) 事業内容 石油・ガス卸、建材卸等	- 支払側において印紙代等のコスト削減効果や現物管理のリスク低減効果を得られた。 - 導入時の検討事項として、会計システムへの対応や役員に対する決裁依頼方法が挙げたがいずれも解消可能であった。
株式会社長谷エコーポレーション 様 (東京都) 事業内容 建設・不動産・エンジニアリング等	- 手形発行事務・印紙代支払・現物管理といった負担を削減すべく、でんさいを導入。 - でんさい導入前から手形枚数は約8割、印紙代は約9割削減と、大幅な業務効率化を実現。 - テレワークで対応もできるため、コロナ禍でもメリットを実感。
株式会社グッデイ 様 (福岡県) 事業内容 ホームセンター	手形全廃を目指し、手形からでんさいへの本格的稼働を開始。 - でんさいに切り替えたことで、年間で約100人が1時間程度作業する事務量を削減し、とくに毎月2時間程かけていた上席者の押印作業を減らせた効果は大きい。
株式会社トキハ 様 (大分県) 事業内容 百貨店業	- でんさいに切り替わり手形発行枚数を減らしたことで、事務作業時間に加え手形作成ミスも減少。 取引金融機関の協力を得ながら取引先へ案内状を発送したことで、スムーズに切替作業を進めることができた。



POINT

自社だけでなく、取引先にもでんさい導入の効果があることが、自社での導入の決め手となった企業もあり。

導入企業名	導入効果
株式会社熊谷組 様 (東京都) 事業内容 総合建設業	- 印紙代や手形発行費用等のコスト削減、手形の分割依頼が不要である点、取引先での紛失や取立忘れ等の対応が不要である点などを効果として実感。 - でんさい導入理由は、全銀行参加型ゆえに高い流通性が確保されており、全国的に裾野が広い取引先を持つ建設業にマッチしたため。
株式会社板通 様 (栃木県) 事業内容 塗料・めっき薬品等販売、建築塗装等	- 手形枚数は激減し、作業時間および備品（手形用紙・印紙等）管理等の時間やコストが大幅に削減。 - 経理部は他の業務に目を向けることが可能となった。 - でんさい・会計ソフトの活用により、これまで想定できなかった業務改善を実現。
アイメディア株式会社 様 (広島県) 事業内容 生活雑貨類の製造、輸入、販売等	- メインバンクからの紹介ででんさいの利用を開始。 - 取引先もでんさい導入の効果があり、比較的負担の軽い手続きで利用できることが導入の決め手となった。 - 支払・受取それぞれの取引先にでんさいでの決済を依頼している。

1	でんさいの概要
2	ウェブサイトの活用
3	利用企業の事例紹介
4	でんさいネットの取組み
5	よくある質問

でんさいライトとは

インターネットバンキング（IB）契約がなくてもでんさいを利用できる基本手数料が不要なサービス。インターネットに接続できる環境があれば、パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレットを通じて、簡単にでんさいの利用が可能。

でんさいライトの3つのポイント



かんたん操作

スマホやタブレットを使ってより直感的に操作できるものとするほか、ご提供する機能・サービスを簡易に



インターネットバンキング契約は不要

インターネットバンキング契約は不要で、でんさいネットが提供する利用画面に直接アクセスして利用可能

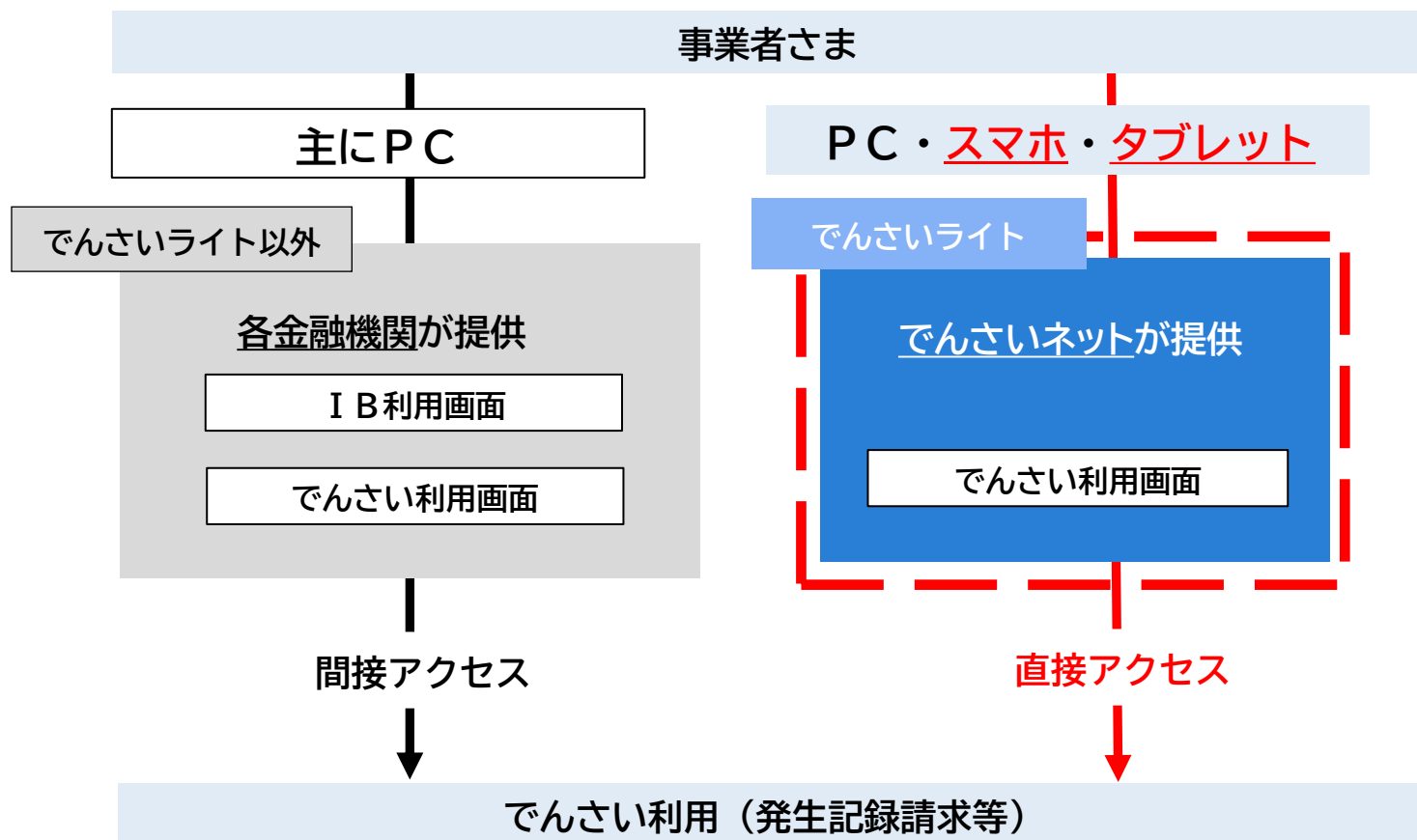


安価な手数料

基本手数料などは不要で、サービスの利用1件ごとの手数料のみで利用が可能

- 「でんさいライト」は2024年11月18日にリリース。
- インターネットバンキング契約は不要で、専用アプリをインストールする必要もなし。
- でんさいライトの利用開始には、口座を開設している取引金融機関への申込みが必要。（でんさいライト取扱い金融機関は「特設ページ」にて公表中）

でんさいサービスのイメージ図



- でんさいライトは、**でんさいネット**が事業者さまに**直接**サービスを提供。
- 詳しくは、でんさいネットYouTubeチャンネルに掲載の「でんさいライト編」をご覧ください。



YouTubeチャンネルは
こちら→



	でんさいネットサービス (でんさいライトを除く)	でんさいライト
I B契約/基本手数料	(原則) 必要	不要
1件当たり手数料	金融機関が設定	手形に比べ抵抗感がない水準 でんさいネットが一律設定※
使用デバイス	主にパソコン	パソコン・ スマホ・タブレット
債権金額の範囲	1円以上100億円未満	1円以上100万円以下 (債務者請求等1件当たり)

※詳しい料金はでんさいライト特設ページをご確認をいただきたい。なお、資金決済や利用申込は取引金融機関で行う。

■ でんさいライトに関する質問

質問	回答
でんさいライトは複数の金融機関で利用できるか？	でんさいライトの取扱いがある金融機関であれば利用可能。ただし、それぞれの金融機関ででんさいライトを申込む必要がある。でんさいライトの取扱い金融機関については、 でんさいライト特設ページ 内に公表している。
でんさいライトで受取や譲渡をする場合の上限額はあるか？	受取または譲渡で利用する場合の上限額の設定はない。
でんさいライトを利用したいが、何から始めれば良いか？	でんさいライトを利用するには、まずでんさいライトの取扱い金融機関に利用申込みをしていただき、金融機関による審査等を経たのちに利用可能である。
現在、でんさいライト以外のでんさいネットサービスを利用中だが、でんさいライトを利用すれば、でんさいライトの画面上ででんさいライト以外のでんさいネットサービスの利用状況もまとめて確認できるか？	利用契約が異なるため、でんさいライトの画面上ででんさいライト以外のでんさいネットサービスの利用状況をまとめて確認することはできない。それぞれのサービスの画面上でご確認をいただきたい。

- でんさいライトに関するよくあるご質問は、「**特設ページ**」のよくあるご質問へ。



取引先向けWeb説明会

過去の登壇実績

企業主催による取引先向け説明会

業界団体主催による会員企業向け説明会

社員向け社内勉強会 等

使用可能ツール

Teams、Webex、Zoom等の主催者の希望するツール

費用は**無料**



- 企業主催の取引先向け説明会や業界団体主催の会員企業向け説明会等に**でんさいネット職員がWeb会議ツールを使用し講演。**
- Web説明会の実施の**希望があれば、取引金融機関またはでんさいネットまでご連絡をいただきたい。**

本説明会を利用された事業者さまの声

「でんさいの基本的な内容についてよく理解できた」

「一度に多くの取引先にでんさいについて理解いただけた」

1	でんさいの概要
2	ウェブサイトの活用
3	利用企業の事例紹介
4	でんさいネットの取組み
5	よくある質問

よくある質問（小切手からの移行）

小切手のでんさい移行



自社が取扱っている小切手が今後どうなるの・・・？

商取引として取引先に小切手を受け渡している場合は、**全面的な電子化の対象※**



【事例】 自社が材料仕入れの対価として、取引先に小切手を振り出す

→**全面的な電子化の対象**となる

なお、当座預金からの現金の引き出しや、納税、振込、自社口座間の資金移動等による**払出伝票として利用している小切手の代替手段は金融機関によって異なる。詳しくは取引金融機関にお問い合わせをいただきたい。**



POINT

でんさいまたはインターネットバンキングでの振込へ変更を

※「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画～約束手形等の利用の廃止等に向けた自主行動計画～」(事務局：一般社団法人全国銀行協会)において、基本方針を「約束手形や小切手について、紙による決済をやめる観点から、電子的決済サービス(でんさいなどの電子記録債権またはインターネットバンキングによる振込)への移行を強力に推進していくことで、産業界および金融界双方の事務負担・コスト削減やリスク軽減に寄与し、最終的に約束手形等の利用の廃止につなげる」としている。なお、2021年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「5年後(2026年)に約束手形の利用の廃止に向けて取組を促進する」「小切手の全面的な電子化を図る」などとされたことを踏まえ、全銀協が上記自主行動計画の策定に至る。

よくある質問（小切手からの移行）

小切手からでんさいへの切替例



- ✓仕入資金の対価として、取引先に毎月小切手を振り出す
- ✓月末締め・翌月20日払い

青枠：自社（支払企業）、薄赤枠：取引先（受取企業）

小切手の利用状況によっては、以下のとおり、でんさいも小切手と変わらない日数での資金化（現金化）が可能

		5/31（水）	6月	6/20（火）	6/21（水）	6/22（木）	6/23（金）以降
小切手	自社	締め		小切手振出			
	取引先				小切手受領	金融機関に取立依頼	資金化
でんさい	自社	締め		でんさい発生	最短3銀行営業日		
	取引先			債権内容確認			資金化



POINT

でんさいであれば、発生から支払期日まで最短3銀行営業日で資金化が可能。

支払企業における小切手とでんさいの比較

	小切手	でんさい
コスト (変動費)	小切手用紙代	発生記録手数料 ※金融機関毎に設定されている(数百円の例が多い)
	小切手郵送料:590円(一般書留)	なし
主な事務	・小切手の在庫管理 ・振出作業 ・郵便局へ持ち込み 等	・Web上で支払情報を入力 ・上席者の承認
搬送リスク	あり	なし

- 約束手形と同様、支払企業において、**小切手からでんさいに移行した場合でもメリットを享受**できる。

小切手よりもでんさいの方が
トータルの事務量は少ない

・その他、災害発生時のリスクについては、現物がある小切手よりもバックアップセンターを設けているでんさいの方がリスクは低減される

受取企業における小切手とでんさいの比較

	小切手	でんさい
コスト (変動費)	取立手数料	入金手数料 ※金融機関毎に設定されている (無料～数百円の例が多い)
	領収書印紙税:非課税～20万円	なし
	領収書郵送料:110円(定形普通)	なし
主な事務	・小切手受領 ・領収書発送 ・金融機関への取立 等	・通知メール受信 ・債権内容確認
搬送リスク	あり	なし
債権内容確認	(債権者が) 現物受領した時点から可能	(債務者が) でんさいを発生した時点から可能

- 受取企業においても、小切手からでんさいに移行することで、**メリット**を享受できる。

小切手よりもでんさいの方が
トータルの事務量は少ない



POINT

約束手形と同様、小切手からでんさいに移行した場合でも、
支払企業・受取企業ともに**メリット**を享受できる。

■ 利用開始に関する質問

質問	回答
複数の金融機関ででんさいを利用したい場合、それぞれの金融機関と契約が必要か？	複数の金融機関ででんさいを利用したい場合は、 金融機関ごとに利用契約 を締結する必要がある。 なお、事業者さまを特定する 9桁の利用者番号は、1法人に対して1つ付与 されるので、複数の金融機関で利用される場合は、同一の利用者番号となる。受取利用・支払利用共に1つの利用者番号である。
でんさいを利用するにあたり、デメリット（懸念点）はあるか？	でんさいの利用に躊躇する理由として多いのは、①「取引先がでんさいを利用（契約を）していない」②「自社でインターネットバンキングの契約が負担」などである。①の対応については弊社のコンテンツの利用や取引先への継続的なご案内をお願いしており、②については「でんさいライト」の利用のご検討をいただきたい。
でんさいのサイトの条件を知りたい。	発生記録日から支払期日まで「3銀行営業日から10年」である。

■ 支払企業からの質問

質問	回答
取引先（受取企業）から手形を何枚かに分割してほしいと要望されるが、でんさいの場合はそのように複数発生（振出）させる必要はなくなるか？	でんさいには譲渡・割引時に、 必要な金額だけ分割可能である ので、発生（振出）の時点で複数に分ける必要はない。
自社がでんさいを発生（振出）させた後に誤りが判明した場合、どのような対応になるのか？	発生されたでんさいの内容に誤りがあった場合などは、 取消 や債権内容の 変更 が可能。ただし、いずれも対応期限や利害関係者の数によって、対応可否や対応方法が異なる。詳しくは、取引金融機関にお問い合わせいただきたい。
取引先（受取企業）がでんさいを利用していないが、でんさいで支払うことは可能か？	取引先がでんさいの利用契約をしていない場合は、でんさいで支払うことはできない 。でんさいで支払をするためには、支払側だけでなく、受取側（債権者、譲受人等）もでんさいの利用者になる必要がある。

■ 受取企業からの質問

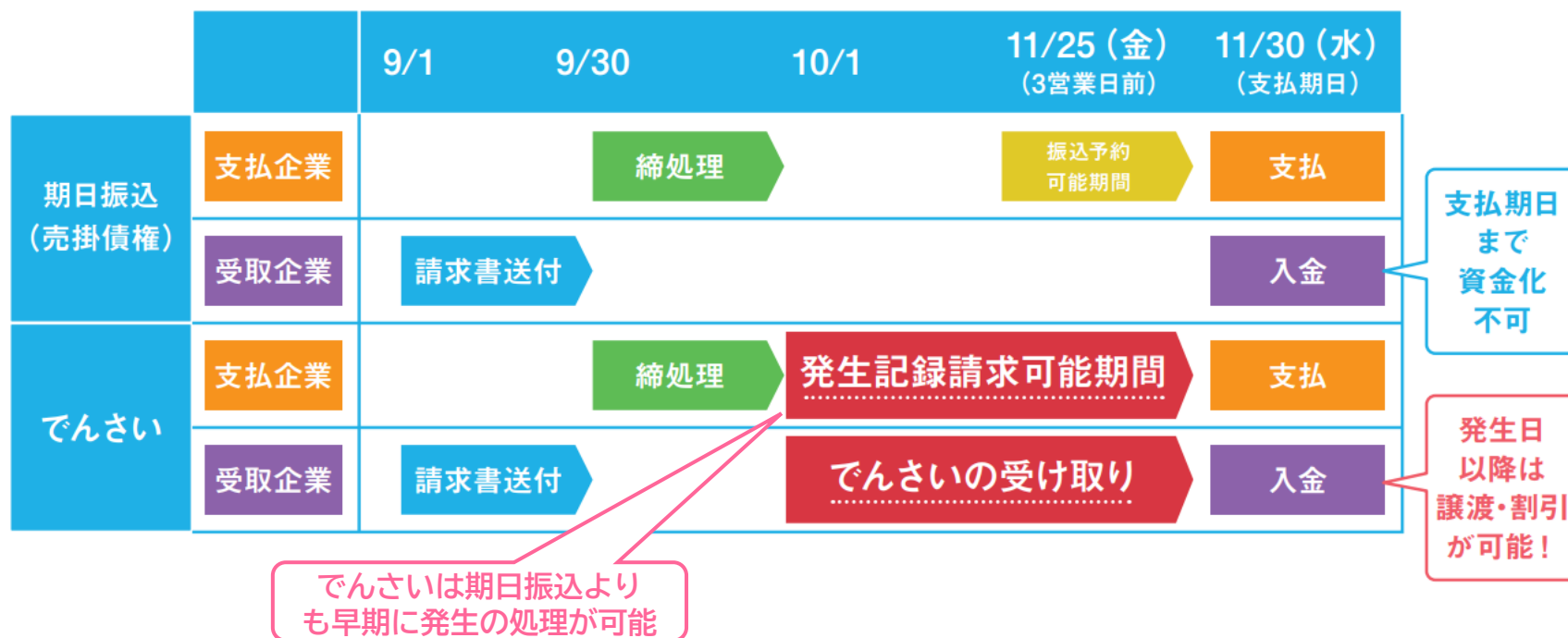
質問	回答
手形・小切手は交換日に資金が入金され受取企業の預金残高に反映されるが、実際に資金を利用できるのは翌銀行営業日以降である。でんさいは支払期日から資金を利用できるか？	でんさいの場合、受取企業は支払期日に入金されるので、入金の確認ができ次第資金の利用が可能。実際の入金時刻は、支払企業の資金準備状況や金融機関ごとに異なる。
今までは手形を割り引いて資金繰りを行っていたが、でんさいではどのように対応すれば良いのか？	手形と同様、でんさいも割引を行い、支払期日前に資金化することが可能である。詳しい取扱いについては取引金融機関へお問い合わせいただきたい。
取引先から受け取ったでんさいは、受け取った当日に別の取引先へ譲渡できるか？	譲渡可能である。なお、発生の予約を受けたでんさいの場合、発生日の到来前（予約期間中）でも、譲渡の予約が可能である。
A金融機関で受け取ったでんさいを、B金融機関で割引をすることはできるか？	金融機関によっては自金融機関で受け取ったでんさいのみを割引対象としている場合があるため、取引金融機関へお問い合わせいただきたい。

■ その他の質問（1 / 2）

質問	回答
でんさいの会計処理について知りたい。	でんさいの会計処理は、 手形債権に準じて、電子記録債権を示す科目で区分記載することが適切である とされている（「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い」（企業会計基準委員会）をご参照）。実際の会計処理に関するご判断は、会計士・税理士にご確認をいただきたい。
でんさいの取引記録は何年間保存されるか？	電子記録債権法では、債権が消滅した場合はその日から5年間、消滅していない債権については支払期日または最後の電子記録がされた日から10年間保存することとされている。でんさいネットでは、これらの規定および実務上の要請を踏まえて、債権記録について、債権が消滅した場合はその日から、債権が消滅していない場合は支払期日または最後の電子記録がされた日から10年以上保存している。
ファクタリングとでんさいの違いは何か。	ファクタリングは、事業者さまが保持する売掛債権等を支払期日前に売却し、現金化するサービスである。一方、でんさいは支払・決済手段の一種で、手形的な利用ができる。

■ その他の質問（2／2）

質問	回答
期日振込とでんさいの違いは何か。	指定した期日（支払期日）に、支払先の口座（決済口座）に資金が振り込まれるという点では同様だが、以下の点が期日振込と異なる。 ・ 支払企業は早期にでんさいを発生させることが可能 ・ 支払企業が発生させたでんさいは、発生日以降、譲渡・割引が可能となり早期資金化を実現



「よくあるご質問」ページ

よくあるご質問

キーワードから探す

☒ 自然文検索 ☐ AND検索 ☐ OR検索

※スペースで区切って複数検索が可能です。

カテゴリで絞り込む

☐ でんさいについて

☐ でんさいで支払う・譲渡する

☐ でんさいを便利に使う

☐ キャンペーンについて

☐ 導入検討からご契約前まで

☐ でんさいを受け取る

☐ 困ったときは

☐ でんさいライト

☐ ご契約後からご利用前まで

☐ でんさいの資金を支払う・受け取る

☐ その他

よく検索されるキーワード

支払手数料はどちらが負担するか

譲渡

でんさいを始めたい。何からやれば良いのかわからない。

発生記録

利用料金

よくあるご質問ランキング

キーワードランキング

1位 支払手数料はどちらが負担するか

2位 譲渡

3位 でんさいを始めたい。何からやれば良いのかわからない。

4位 発生記録

5位 利用料金

- これまでのセミナーやでんさいネットコールセンター等に寄せられた質問と回答をご紹介します。
- 「よくあるご質問」ページに各種FAQを掲載しているので参照いただきたい。



よくあるご質問
ページはこちら→



参考(でんさいネットSNSについて)

でんさいネット公式X (旧Twitter)

アクセス方法	プロフィール画面	投稿内容	二次元コード
(@densai_net)を Xで検索！		・基本的な仕組み ・便利なコンテンツ ・利用手順 等	

- でんさいネット SNS（X（旧Twitter）, YouTube）を通じて、でんさいの基本的な仕組み、ウェブサイト情報や過去のオンラインセミナー収録動画を発信。

でんさいネット公式YouTube

アクセス方法	プロフィール画面	動画内容	二次元コード
「でんさいネット」を YouTubeで検索！		オンラインセミナーの 収録動画等ででんさい導 入・拡大に役立つ情報	

フォロワーを募集中！
セミナー視聴後はぜひX（旧Twitter）の
フォローを！



参考(手形とでんさいの用語比較)

The diagram shows a sample Japanese Promissory Note (約束手形) with the following fields and callouts:

- ① No. AA135789 (Handwritten number)
- ② 金額 (Amount)
- ③ 支払期日 平成 年 月 日 (Due date)
- ④ 振出日 平成 年 月 日 (Date of issue)
- ⑤ 振出地 住所 (Issuance location/Address)
- ⑥ 受取人 殿 (Payee)
- ⑦ 裏書日 平成 年 月 日 (Endorsement date)
- ⑧ 裏書人 (Endorser)
- ⑨ 被裏書人 (Endorsee)

手形	「でんさい」の主な記録内容	
① 手形番号	記録番号	個別の「でんさい」に採番される20桁の英数字
② 手形金額	債権金額	1円以上100億円未満(日本円のみ)
③ 支払期日	支払期日	発生記録日の3銀行営業日後から10年後応当日
④ 振出日	発生記録日	発生記録の効力が生じる年月日
⑤ 振出人	債務者情報	利用者番号、名称、住所、決済口座情報
⑥ 受取人	債権者情報	利用者番号、名称、住所、決済口座情報
⑦ 裏書日	譲渡記録日	支払期日の3銀行営業日前以前の日
⑧ 裏書人	譲渡人情報	利用者番号、名称、住所
	保証人情報	利用者番号、名称、住所(譲渡人と同じ)
⑨ 被裏書人	譲受人情報	利用者番号、名称、住所、決済口座情報
—	支払等記録日	支払等記録が記録された年月日
—	支払者情報	利用者番号、名称、住所
—	被支払者情報	利用者番号、名称、住所

でんさいの記録内容は
手形に類似